

IASC 金融商品プロジェクトにおける金融資産の 認識中止に関する会計基準をめぐる初期の審議内容 からみた「リスクと経済価値の移転」 規準の提案根拠

Basis of the Risk and Rewards Criteria on Accounting Standards for
Derecognition of Financial Assets in the Early Stages of the IASC's
Financial Instruments Project

威 知 謙 豪*

Norihide TAKECHI

目 次

- I. はじめに
- II. 先行研究のレビューと研究方法
 - 1. 先行研究のレビュー
 - 2. 採用する研究方法
- III. 金融資産の認識中止に関する会計基準の検討開始に至る経緯と当初の検討内容
 - 1. IASC 金融商品プロジェクトの発足に到る経緯
 - 2. IASC 金融商品起草委員会発足当初の金融資産の認識中止に関する会計基準の検討内容 (1)
 - 3. IASC 金融商品起草委員会発足当初の金融資産の認識中止に関する会計基準の検討内容 (2)
- IV. 2度目の公開草案の公表に向けた金融資産の認識中止に関する会計基準の検討内容との根拠
 - 1. 公開草案第E40号「金融商品 (案)」公表後の IASC 金融商品プロジェクトにおける金融資産の認識中止に関する検討内容
 - 2. 公開草案第E48号「金融商品 (案)」における金融資産の認識中止に関する会計基準の考え方と同公開草案をめぐる検討内容
 - 3. 「リスク・経済価値の移転」に基づく金融資産の認識中止に関する会計基準の提案根拠
- V. おわりに
- 参考文献一覧

*経営総合学科 ― 会計学

Department of Management Synthesis ― Accounting

I. はじめに

金融資産の認識中止に関する会計基準の基本的な考え方に、リスク・経済価値アプローチ（risk and rewards approach）と財務構成要素アプローチ（financial components approach）と呼ばれる2つの考え方がある。一般に、前者は、リスクと経済価値の移転の有無により金融資産の認識中止を判断する考え方であり、後者は、金融資産の構成要素に対する支配の有無により金融資産の認識中止を判断する考え方と解されている。

国際会計基準委員会（IASC: International Accounting Standards Committee）および国際会計基準審議会（IASB: International Accounting Standards Board）による当該基準の公開草案や基準書を概観すると、IASC は、1991 年 9 月に公表した公開草案（IASC. 1991a）と 1994 年 1 月に公表した 2 度目の公開草案（IASC. 1994）においてリスク・経済価値アプローチに相当する考え方の採用を提案した。その後、IASC は、1997 年 3 月公表の討議資料（IASC. 1997）において財務構成要素アプローチに相当する考え方を全面的に採用することを提案し、1998 年 12 月に公表を決議した IAS 第 39 号（IASC. 1998）において、これらの2つの考え方を組み合わせた判断基準を導入した。さらに、IASB は、2002 年 6 月に公表した公開草案（IASB. 2002）において継続的関与アプローチ（continuing involvement approach）と呼ぶ考え方を提案し、翌年 12 月公表の IAS 第 39 号の改訂版（IASB. 2003）において、リスクと経済価値、支配、継続的関与といった複数の基本的な考え方を組み合わせた金融資産の認識中止の判断基準を導入した。なお、当該基準書の内容は、2010 年 10 月改訂の IFRS 第 9 号（現行の IFRS）に引き継がれている。このように、これまでに IASC および IASB が公表した基準書や公開草案は、その基礎とする考え方について相違が見られるものの、「リスクと経済価値」を重視する傾向がある。

本論文では、IASC が金融商品に関する包括的会計基準の検討を開始することとした 1988 年前後から、2 度目の公開草案を公表した 1994 年 1 月までの期間を対象として、IASC 金融商品プロジェクトにおける金融資産の認識中止に関する会計基準をめぐる審議の経緯とその内容を整理し、当時の IASC が、金融資産の認識中止の基礎となる考え方として、リスク・経済価値アプローチの採用を提案した根拠について考察する。

Ⅱ．先行研究のレビューと研究方法

1. 先行研究のレビュー

IASC の金融商品プロジェクトに言及した先行研究に、Cairns, Creighton and Daniels (2002), Kirsh (2006), Camfferman and Zeff (2007) がある。これらの先行研究は、いずれも、IASC による会計基準設定を歴史的な観点から包括的に検討したものである。ただし IASC が金融資産の認識中止に関する会計基準の基礎となる考え方としてリスク・経済価値アプローチを提案した背景や経緯については部分的な記述に留まっており、その提案根拠については言及していない。

IASC 理事会の審議内容や IASC 金融商品起草委員会の審議内容は、IASC の機関誌である IASC News, IASC Insight, IASC Update の各号でその一部が紹介されている（例えば、Carchrae (1991), Wyatt (1992) がある）。また、日本公認会計士協会の機関誌である JICPA News や JICPA ジャーナルの各号には、IASC 理事会や IASC 金融商品起草委員会に参加したわが国の代表者による会議報告が掲載されている（例えば、徳永 (1988), 小野 (1991), 白鳥 (1991), 西川 (1994a) がある）。ただし、これらの会議報告は、IASC 理事会や IASC 金融商品起草委員会の審議内容の報告を目的としたものであり、その報告内容は断片的なものとなっている。

このように、先行研究や関連する文献、資料では、当時の IASC 理事会や IASC 金融商品起草委員会が、いかなる根拠によって金融資産の認識中止に関する会計基準の基礎となる考え方としてリスク・経済価値アプローチの導入を提案したのか、という点については部分的・断片的な言及がなされているに留まっている。

2. 採用する研究方法

IASC による IAS の設定・公表までのプロセス（以下、デュープロセス）を整理すると〔表 1〕のとおりである。このように、IASC は IAS の設定にあたり、起草委員会 (Steering Committee) を設置した上で、討議のための複数の文書を公開草案の公表以前の期間に作成することを規定している。これらの文書は、今後の審議にあたっての基本的な方向性を示したものである。したがって、IASC が金融資産の認識中止に関する会計基準の基礎となる考え方としてリスク・経済価値アプローチの採用を提案した根拠を考察するためには、公開草案や基準書の公表までの期間（第 4 段階と第 5 段階）の審議内容ではなく、審議議題とされた時点から公開草案公表前までの期間

〔表 1〕 国際会計基準委員会のデュープロセス

本論文に おける区分	各区分における 主な審議内容	各区分における手続の内容
第 1 段階	・ 検討項目の特定 ・ 論点提示書の作成	・ 討議後、IASC 理事会は IAS が必要と思われるテーマを選択し、それを起草委員会に割り当てる (para. 27 (a))。 ・ 起草委員会は、IASC 事務局の支援を受けて関連する論点を検討し、IASC 理事会に対して割当てテーマについての論点提示書 (point outline) を提出する (para. 27 (b))。
第 2 段階	・ 第一次草案の作成	・ 起草委員会は、IASC 理事会からコメントを受け取り、基準の第一次草案 (preliminary draft) を作成する (para. 27 (c))。
第 3 段階	・ 草案の配布 ・ 意見聴取	・ IASC 理事会で草案を検討後、当該草案を全ての会員団体へ配布し、意見を求める (para. 27 (d))。
第 4 段階	・ 公開草案の公表	・ 起草委員会は改訂版の草案を作成する。当該草案は IASC 理事会で 3 分の 2 以上の承認が得られたら、公開草案として公表される (para. 27 (e))。 ・ 草案を検討する際の各段階で、IASC の会員組織は、それぞれの組織内の適切な会計調査に関する委員会へ指針について照会する (para. 27 (f))。
第 5 段階	・ 公開草案に対する コメントの検討 ・ 公開草案の改訂 ・ IASC 理事会による 基準の承認と公表	・ 公開期間 (通常 6 ヶ月) の満了後、IASC に提出された意見は、担当の起草委員会で検討される (para. 27 (g))。 ・ その後、起草委員会は IASC 理事会に改訂草案を提出し、IAS としての承認を求める (para. 27 (h))。 ・ 基準の公表には IASC 理事会の 4 分の 3 の承認が必要。基準が承認された後、全ての会員団体に送付され、翻訳・公表される (para. 27 (i))。

出所：IASC. 1983. para. 27 を基に加筆し作成。

(第 1 段階から第 3 段階) の審議内容を中心に検討する必要がある。

そこで、本論文では、上述した先行研究のほかに、公開草案の公表以前に作成された討議用の文書、公開草案、確定版の基準書といった 1 次資料 (IASC に関与する組織によってその一部が直接引用されている非公開資料¹⁾を含む) と、会計基準設定に関与した当事者による著書や論文、会計専門誌の記事等の 2 次資料に依拠して、IASC が金融資産の認識中止に関する会計基準の基本的な考え方としてリスク・経済価値アプローチに相当する考え方の採用を提案した根拠について考察する。なお、IASC によるかかる考え方の採用の提案は、1980 年代後半のプロジェクト発足から 1994 年 1 月に公表した 2 度目の公開草案までの時点であることから、本論文では、当該期間を検討の対象期間としている²⁾。

1) 具体的には、IASC が 1990 年 11 月に作成した *Statement of Principles, Financial Instruments* (IASC. 1990a) である。当資料における金融資産の認識および認識中止に関する提案の内容は、OECD (1991. pp. 26-27) で直接引用されている。

2) 厳密に言えば、IASC は、1998 年 12 月に公表を決議した IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」(IASC. 1998) において、「支配」の有無により金融資産の認識中止を判断することを求めているが、金融資産の認識中止に関する例示という形式によって、リスクと経済価値アプローチに相当する考え方を部分的に取り入れている。ただし、本論文は、財務構成要素アプローチに相

Ⅲ. 金融資産の認識中止に関する会計基準の検討開始に至る経緯と当初の検討内容

1. IASC 金融商品プロジェクトの発足に至る経緯

IASC は、1988 年 6 月に開催した IASC 理事会において、カナダ勅許会計士協会（CICA: Canadian Institute of Chartered Accountants）の会計基準委員会（AcSC: Accounting Standards Committee）と共同で、金融商品の認識および開示に関する包括的会計基準の検討を行うプロジェクト（以下、IASC 金融商品プロジェクト）を立ち上げることを決定した（IASC. 1988. p. 1, Carchrae. 1991. p. 10, Kirsch. 2006. pp. 310-311）。

この決定の背景には、経済協力開発機構（OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development）の会計作業部会が 1988 年 5 月 31 日から 6 月 1 日にかけてパリで開催した「新金融商品の開示および会計処理（Disclosure and Accounting Treatment of New Financial Instruments）」をテーマとしたシンポジウム³⁾において、金融商品に関するディスクロージャー及び会計処理の基準を早急に制定すべきとの強い要望が IASC に対して挙げられたことがある（IASC. 1988. p. 1, 加藤. 1989. p. 18, マーレイ. 1993. p. 64, Kirsch. pp. 206, 310, Camfferman and Zeff. 2007. p. 362⁴⁾）。

その他にも、OECD が開催したシンポジウムに前後して、バーゼル銀行監督者委員会（Basel Committee of Bank Supervisors）は、金融商品の認識や測定に関する会計問題が金融機関（銀行業）に対する自己資本規制に影響を与えることを理由として、

当する考え方の採用を検討する以前の時点の IASC の検討経緯とその根拠を検討することを目的としているため、当該基準書については検討していない。

- 3) このシンポジウムの会議録として OECD（1988）が公表されている。また、OECD は、1988 年に開催したシンポジウムと 1989 年に開催した新金融商品をテーマとする討論結果を事務局が総括したものとして、OECD（1991）を公表している。
- 4) より正確には、IASC は、OECD のシンポジウムが開催される以前の 1988 年 2 月 29 日から 3 月 3 日に開催した IASC 理事会において、「新金融商品の開示及び会計処理」を検討するタスクフォースを設置すること、および、このタスクフォースは、日本、米国、英国、カナダの 4 理事国が選任した委員と、いくつかの国の会計基準設定主体および財務諸表利用者団体からの委員により構成する、という 2 点を決定していた（徳永. 1988. p. 12, 西川. 1995a. p. 12, 西川. 1995b. p. 80）。ただし、この時点の作業計画では、1990 年より金融商品に関する会計および開示の検討を開始することが合意されていた（Camfferman and Zeff. 2007. p. 361）。その後、OECD のシンポジウム後の 1988 年 6 月末に開催した IASC 理事会会議において、金融商品の会計および開示に関する会計基準の検討に直ちに取り組むべきとの IASC 事務局からの提案を受け、IASC は、金融商品の会計および開示に関する起草委員会を新たに設立することを決定し、同年末より作業に着手することを合意した（白鳥. 1988. p. 12, Camfferman and Zeff. 2007. p. 361）。

IASC に対して金融商品に関する会計基準の検討を行うよう要請していた (Carchrae. 1991. p. 10, Wyatt. 1992. p. 4, マーレイ. 1993. p. 64, Camfferman and Zeff. 2007. p. 362)。

このように、IASC は、OECD やバーゼル銀行監督者委員会といった国際機関の要請の下で、金融資産の認識中止に関する会計基準を含む金融商品に関する包括的な会計基準の設定に向けた検討を開始することを決定した。ただし、IASC 金融商品プロジェクトの発足時点では、米国や英国においても金融商品に関する包括的会計基準は公表されておらず、これ以降、IASC は基準完成までに約 10 年もの期間を要することとなる⁵⁾。

2. IASC 金融商品起草委員会発足当初の金融資産の認識中止に関する会計基準の検討内容 (1)

IASC と CICA は、IASC 金融商品プロジェクトを具体的に進めるための組織として、金融商品起草委員会 (Financial Instruments Steering Committee) (以下、IASC 金融商品起草委員会) を 1988 年 6 月に設立した (Carchrae. 1991. p. 10)⁶⁾。IASC 金融商品起草委員会は、1989 年 1 月に開催した初回の IASC 金融商品起草委員会において、「認識 (認識中止を含む)」を IASC 金融商品プロジェクトにおける検討項目の 1 つとすることを合意した (IASC. 1989b. p. 3, Cairns, Creighton and Daniels. 2002. p. 365, Kirsch. 2006. pp. 311-312)⁷⁾。

5) IASC 金融商品プロジェクトの分割が 1994 年 4 月に決定され、プロジェクト分割後、IASC は 1995 年に IAS 第 32 号「金融商品—開示」を公表し、1998 年 12 月開催の IASC 理事会において IAS 第 39 号「金融商品—認識及び測定」の公表を決議した。

6) IASC 金融商品起草委員会は、米国 (議長国)、英国、カナダ、フランス、オランダ、イタリア、オーストラリア、日本の 8 カ国のメンバーで構成されている (IASC. 1988. p. 1, Carchrae. 1991. p. 10)。IASC の起草委員会は通常 4 ～ 5 のメンバー国で構成されるが、テーマの重要性、複雑さ、各国の関心度の高さを理由として、IASC 金融商品起草委員会は通常の 2 倍のメンバー国により構成されている (加藤. 1989. p. 18)。また、IASC は、金融機関、金融機関監督者、証券監督者、経済団体、財務アナリスト、証券取引所、会計専門職、国際的監査実務団体、OECD、および FASB の代表者により構成されるコンサルタティブ・グループを設置した (IASC. 1989b. p. 3, Carchrae. 1991. p. 10)。この組織について、IASC (1989b. p. 3) は Special Consultative Group、IASC (1989d. p. iv, 1991b. p. 4) は Financial Instruments Consultative Group、Carchrae (1991. p. 10) は international consultative group と表記している。なお、IASC 理事会のコンサルタティブ・グループとは異なる組織である。

7) IASC は 1989 年 4 月に開催した IASC 理事会において、IASC 金融商品起草委員会の検討項目を承認した (IASC. 1989a. p. 1)。また、徳永 (1989. p. 79) は、IASC はこの理事会会議で IASC の活動計画について審議を行い、金融商品に関する会計基準の作成を 1992 年までに完成させることを決定したと報告している。

その後、IASC 金融商品起草委員会は、1989 年 10 月に開催した第 2 回 IASC 金融商品起草委員会において、金融資産の認識中止に関する会計基準について具体的な検討を開始し、CICA が中心となって作成した金融商品に関する基本方針案（DSOP: Draft Statement of Principles）（以下、DSOP）の審議を実施した（加藤．1990a. p. 88）。この際に、IASC 金融商品起草委員会は、金融資産の認識中止について、「リスクと経済価値」（加藤．1990a. では『価値』一筆者改変）が移転し、対価の支払いについて大きな不確実性がないときにのみ、金融資産の売却として処理する（金融資産の認識を中止する一筆者）」ことを暫定的に合意している（加藤．1990a. p. 89, Kirsch. 2006. p. 312）。

さらに、IASC 金融商品起草委員会は、1990 年 3 月に開催した第 3 回 IASC 金融商品起草委員会において DSOP の検討を引き続き実施し、（1）リスクと経済価値が、売却等によって他の企業に移転されたこと、（2）権利（資産の場合）または義務（負債の場合）が消滅したこと、という 2 つの条件のいずれかを満たした場合に当該金融資産・負債の認識を中止しなければならない、としている（加藤．1990b. p. 82, 加藤．1990c. pp. 5-6）⁸⁾。この会議の終了後、IASC 金融商品起草委員会は、これまでの検討結果に基に作成した DSOP を IASC メンバー国と関与団体に送付し、1990 年 6 月 15 日を期日としてコメントを募集した（加藤．1990c. pp. 5, 8）。

IASC 金融商品起草委員会は、1990 年 9 月に開催した第 4 回 IASC 金融商品起草委員会において、DSOP に対して提出されたコメント・レターの内容の分析・検討を実施した。Kirsch（2006. p. 312）は、複合金融商品の区分処理に関するコメントで支持と不支持とがほぼ同数に分かれたこと、および、金融商品に関する開示が過剰であるという批判があったものの、これら以外の項目は DSOP の内容が支持されたとしている。また、加藤（1990d. p. 63）は、提出された大半のコメント・レターにおいて、DSOP が提案する金融資産および金融負債の認識中止に関する考え方が支持されたことを報告している⁹⁾。

8) 加藤（1990b, 1990c）は、（1）と（2）のいずれかの要件を満たす場合に認識を中止するのか、または、（1）と（2）の両方の要件を満たす場合に認識を中止するのかについては明記していない。ただし、（2）の要件は、資産の譲渡、債務の返済といった取引を念頭に置いた一般的な要件であることから、（1）と（2）のいずれかの要件を満たす場合であると考えられる。なお、IASC は、1990 年 11 月に承認した基本方針「金融商品」（IASC. 1990a）や 1991 年 9 月に公表した公開草案第 E40 号「金融商品（案）」（IASC. 1991a）（いずれも後述）において、上記（1）と（2）のいずれかの要件を満たす場合に、当該金融資産の認識を中止することを提案している。

9) ただし、日本公認会計士協会は、IASC 金融商品起草委員会に対して送付したコメント・レターにおいて、DSOP が提案する金融資産および負債の認識中止に関する要件について、「日本における割引手形は期日が到来するまで貸借対照表に計上しなければならなくなり、米国の SFAS 第 77 号とも矛盾している」と指摘し、DSOP が提案する金融資産の認識中止の要件は過度に厳格であると主張している（加藤．1990d. p. 63）。

このように、IASC 金融商品起草委員会は、IASC 金融商品プロジェクトの発足当初の時点より「リスクと経済価値が他に移転したか否か」を金融資産の認識中止の基礎となる考え方として採用することを提案しており、この提案は、DSOP 公表前後の時点で IASC メンバー国および IASC に関与する諸組織からの支持を得ていたのである。

3. IASC 金融商品起草委員会発足当初の金融資産の認識中止に関する会計基準の検討内容 (2)

第 4 回 IASC 金融商品起草委員会の開催後、IASC は、1990 年 11 月に開催した IASC 理事会において、DSOP を一部修正の上、基本方針「金融商品」(Statement of Principles, *Financial Instruments*) (IASC. 1990a) (以下、1990 年 SOP) として承認した (小野. 1991. pp. 57-58, IASC. 1990b. p. 4, Carchrae. 1991. p. 11, Kirsch. 2006. p. 312)。1990 年 SOP は、(1) 金融資産に関連するリスクおよび経済価値が、売却、交換またはその他の形態の移転によって、他に移転している、または、(2) 金融資産を示す権利が行使される、期限が満了する、または、取り消される場合、に金融資産を認識中止することを提案している (1990 年 SOP. principles. 7-9)。

1990 年 SOP の承認後、IASC は 1991 年 6 月に開催した IASC 理事会において、公開草案の作成に着手することを決定し (Carchrae. 1991. p. 14, 白鳥. 1991. p. 83)、同年 9 月に公開草案第 E40 号「金融商品 (案)」(Exposure Draft E40, *Financial Instruments*) (IASC. 1991a) (以下、1991 年公開草案第 E40 号) を公表した。1991 年公開草案第 E40 号は、(1) 金融資産に関連するリスクと経済価値が他に移転した、(2) 金融資産の基礎をなす権利または義務が行使されるか、取り消されるかあるいは期限が終了した、という 2 つの要件を挙げ、これらのいずれかに該当する場合に当該金融資産の認識を中止することを提案している (1991 年公開草案第 E40 号, para. 29)。

これまでの IASC 金融商品起草委員会の提案内容の根拠について、同起草委員会のメンバーである Carchrae (1991. p. 13) は、「カナダや英国などの国々の金融機関の規制当局」が採用したアプローチとの類似性を根拠として、「リスクと経済価値の移転」に基づく金融資産の認識中止に関する会計基準を支持しうると説明している。例えば、イングランド銀行の銀行監督局 (BSD: Banking Supervision Division) は、1989 年 2 月に公表した通達「貸付金の譲渡および証券化」(*Notice on Loan Transfers and Securitisation*) (BSD. 1989) において、銀行規制の目的上、リスクに注目した金融資産の認識中止基準を導入している (高橋. 1998. pp. 100-102)¹⁰⁾。

このように、IASC 金融商品起草委員会は、その発足当初の時点より、「リスクと経済価値の移転」によって金融資産を認識中止するか否かを判断することを検討してお

10) カナダにおける銀行規制については、現時点では原資料を取得できなかった。

り、1990 年公開草案第 40 号においてこれを正式に提案している。

Ⅳ. 2 度目の公開草案の公表に向けた金融資産の認識中止に関する会計基準の検討内容とその根拠

1. 公開草案第 E40 号「金融商品（案）」公表後の IASC 金融商品プロジェクトにおける金融資産の認識中止に関する検討内容

1991 年公開草案第 E40 号の公表後、IASC 金融商品起草委員会は、1992 年 9 月に開催した第 6 回 IASC 金融商品起草委員会において、1991 年公開草案第 E40 号に対して送付されたコメント・レターの分析を実施した。加藤（1993a. p. 90）は、1991 年公開草案第 E40 号に対するコメントのうち、金融資産の認識中止に関連するコメントにおいて、IASC の「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」（*Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*）（IASC. 1989c）（以下、IASC 概念 FW）が示す資産・負債の認識における蓋然性の規準¹¹⁾と異なっていることを理由として、リスクと経済価値の移転という考え方の妥当性を疑問視する意見が多く提出されたことを報告している。

これを受けて、IASC 金融商品起草委員会は、リスクと経済価値の移転によって金融資産の認識中止の判断を行うとする考え方を引き続き妥当な考え方であるとした上で、1991 年公開草案第 E40 号の提案は、リスクと経済価値がどの程度移転した時に金融資産を認識し、または金融資産を認識中止すべきかについて明瞭でないことを理由として、「実質的な全て（substantially all）のリスクと経済価値の移転」という表現へと修正することを暫定的に合意している（加藤、1993a. p. 90）。

その後、IASC 金融商品起草委員会は、1993 年 1 月に開催した第 7 回 IASC 金融商品起草委員会において、証券化取引をケースとした検討を実施した。このケーススタディは、1992 年 9 月に開催した IASC 金融商品起草委員会において合意した「実質的な全てのリスクと経済価値の移転」の意味を明確化することを目的としたものである。この際に、完全な遡及義務のある証券の譲渡取引の会計処理にあたり、当該取引を売却処理とみなすか、あるいは金融取引とみなすかについて、IASC 金融商品起草委員会の意見は完全に分かれることとなった（加藤、1993b. p. 74）。

11) IASC 概念 FW は、「資産は、将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、かつ、信頼性をもって測定できる原価または価値を有する場合に、貸借対照表に認識される」、「負債は、現在の債務を決済することによって経済的便益を有する資源が企業から流出する可能性が高く、かつ、決済される金額が信頼性をもって測定できる場合に、貸借対照表に認識される」としている（IASC 概念 FW, paras. 89,91）。

これは、リスクと経済価値を1つのパッケージとして捉えるか、あるいは、別々のものとして捉えるか、により生じた見解の相違である。例えば、予想債務不履行率が5%と見積もられた100万ドルの売掛債権の譲渡取引について、リスクと経済価値を1つのパッケージとして捉える考え方によれば、売掛債権の経済価値が100万ドルでリスクが5万ドルであり、したがって、譲渡人に移転するのは純額の95万ドルと判断される。これに対して、リスクと経済価値を別々のものとして捉える考え方では、個々の経済価値とリスクに注目すると、予想債務不履行率5%（5万ドル）の全てを譲渡人が引き続き保有するため、譲渡人は当該売掛債権を認識中止することはできないと判断される（IASC. 1993b. pp. 2-3, 加藤. 1993b. p. 74, 加藤. 1993c. pp. 70-71, マーレイ. 1993. p. 67）。

この会議における検討を踏まえて、IASC 金融商品起草委員会は、金融資産の認識中止に関する検討を引き続き行うとともに、上記の論点について、IASC 理事会において検討を行うことを要請した（マーレイ. 1993. p. 67）。IASC 金融商品起草委員会の要請を受けて、IASC は、1993年3月に開催したIASC 理事会において、限定されたものであり、かつ測定可能な資産に関連するリスクまたは経済価値が譲渡人により引き続き保有されている場合であっても、金融資産が売却されたとみなすことを暫定的に合意している（IASC. 1993a. p. 2, 小野. 1993. p. 77）。すなわち、この時点では、リスクと経済価値を一体のものとして捉える考え方を採用することが支持されている¹²⁾。

2. 公開草案第E48号「金融商品（案）」における金融資産の認識中止に関する会計基準の考え方と同公開草案をめぐる検討内容

IASC 金融商品起草委員会は、1993年6月に第8回IASC 金融商品起草委員会を開催し、会議に先立って実施したIASC 金融商品起草委員会のコンサルタティブ・グループとの意見交換の内容を踏まえ、これまでに検討した1991年公開草案E40号への改訂内容を反映した草案を、再公開草案としてIASCへ提出することを決定した（加藤. 1993c. pp. 70, 72）。また、この金融商品起草委員会では、1993年3月のIASC 理事会における検討内容（リスクと経済価値を一体のものとして捉える考え方の採用）が再確認されている（加藤. 1993c. pp. 70-71）。その後、IASC は、1993年11月に開催したIASC 理事会において、金融商品に関する会計基準の公開草案を再公開することを決議し（IASC. 1993c. p. 1, 西川. 1994. p. 72）、翌年1月に公開草案第

12) IASC 金融商品起草委員会およびIASCによるこれまでの検討内容は、IASCの機関紙である「IASC Insight」の5月号（特別号）に掲載され、金融資産の認識中止を含む金融資産の包括的な会計基準の改訂内容に関する暫定的結論が公表されている。

E48 号「金融商品（案）」(Exposure Draft, E48, *Financial Instruments*) (IASC. 1994) (以下、1994 年公開草案第 E48 号) を公表した。

IASC 金融商品起草委員会および IASC 理事会におけるこれまでの検討のとおり、1994 年公開草案第 E48 号は、金融資産の認識中止に係る基本的な考え方として、「実質的な全てのリスクと経済価値の移転」を求めている。具体的には、(1) 資産にかかわる実質的なすべてのリスクと経済価値が他に移転し、かつ、留保されるいかなるリスクと経済価値の公正価値が信頼性を持って測定することができるとき、または、(2) 基礎をなす権利または義務が行使されるか、解除されるか、取り消されるか、あるいは期限が満了したとき、に金融資産の認識を中止することを求めている (1994 年公開草案第 E48 号, para. 27)。

加えて、1991 年公開草案第 E48 号は、リスクと経済価値の移転の判断にあたっての前提として、企業は、当該資産に関連する「留保されるリスクの公正価値」と「留保される経済価値の公正価値」を別々に評価すること、および、評価したリスクと経済価値は一体のものとして考慮することを求めている (1994 年公開草案第 E48 号, para. 31)。そして、「留保されたリスクの公正価値」と「留保された経済価値の公正価値」がそれぞれ、譲渡された資産に関連する全てのリスクおよび経済価値の公正価値との関係が重要でない場合にのみ、実質的に全てのリスクと経済価値が移転したと判断することを提案している (1994 年公開草案第 E48 号, para. 31)。これらの提案内容は、1993 年 1 月開催の第 7 回 IASC 金融商品起草委員会と 1993 年 3 月開催の IASC 理事会における検討内容が反映されたものである。

さらに、1994 年公開草案第 E48 号は、「ファクタリングまたは証券化といった取引を通じた売掛債権の譲渡は、貸借対照表から金融資産を取り除くか否かを決定するにあたって、重大な実務上の困難をもたらす状況の事例」(1994 年公開草案第 E48 号, para. 32) としており、(1) 一部または全ての信用リスク¹³⁾を留保するが他の全てのリスクと経済価値を移転させる取引、(2) 譲渡者が譲渡した売掛債権に関連する金利リスクに晒され続ける取引、(3) クレジットカード売掛債権ポートフォリオの一部の証券化、を前提とした指針を設けている。これらの指針の内容は〔表 2〕に示すとおりである。

このように、1994 年公開草案第 E48 号は、リスクと経済価値が他に移転しているか否かによって金融資産の認識中止の可否を判断する、という原則をこれまでの提案に引き続き採用している。なお、同公開草案は、金融資産全体に比例する一部分の譲

13) 1994 年公開草案第 E48 号は、信用リスクを「金融商品の一方の当事者が債務の履行ができなくなり、他方の当事者が財務的損失を被るリスク」と定義している (1994 年公開草案第 E48 号, para. 22 (b))。1995 年 6 月公表の IAS 第 32 号「金融商品：開示及び表示」(IASC. 1995) においてもこの定義が踏襲されている (IAS 第 32 号, para. 43 (b))。

〔表 2〕証券化取引に関連する公開草案第 E48 号の提案内容

取引の事例	求められる会計処理
一部または全ての信用リスクを留保するが、他の全てのリスクと経済価値と経済価値を移転させる取引	・信用損失を伴う債務の公正価値が、過去の信用損失の実現額と他の関連する要素を考慮して信頼性を持って測定され、売掛債権の公正価値との関係で重要でないのであれば、譲渡人は当該取引を売却として処理し、売掛債権を貸借対照表から取り除く。 ・リコース義務の公正価値が信頼性を持って測定できない場合や、リコース義務の公正価値が売掛債権の公正価値に対して重要であると判断される場合には、当該資産に付随する実質的に全てのリスクと経済価値が移転したと結論付けることはできない。
譲渡者が譲渡した売掛債権に関連する金利リスクに引き続き晒される取引	・金利リスクに引き続き晒され続けることの公正価値は、将来の金利の予測に関する重要な不確実性のために、信頼性を持って測定することは本質的に困難である。それゆえに、金利リスクの留保を伴う売掛債権の譲渡は、パラグラフ 27 に示された規準を満たさない可能性があり、よって譲渡者が当該売掛債権を貸借対照表から取り除くことを妨げる場合がある。
クレジットカード売掛債権ポートフォリオの一部の証券化	・証券化された売掛債権に付随するリスクと経済価値がどの程度移転したかによって、それらを譲渡者の貸借対照表から除くことが適切かどうかを決定する。

出所：1994 年公開草案第 E48 号，paras. 32,35 を基に一部修正し作成。

渡取引については、当該部分の認識を中止することを提案している¹⁴⁾。

3. 「リスク・経済価値の移転」に基づく金融資産の認識中止に関する会計基準の提案根拠

これまで検討したとおり、IASC 金融商品起草委員会は、DSOP、1990 年 SOP、1991 年公開草案第 E40 号および 1994 年公開草案第 E48 号のいずれにおいても、「リスクと経済価値の移転」を金融資産の認識中止に関する会計基準の基本的な考え方として採用することを提案している。この根拠として、以下の 3 点を指摘することができる。

- (1) 金融資産の認識中止に関する規準は、「金融資産の認識」に対応するものとして設定されたこと。IASC 金融商品起草委員会は、DSOP や 1990 年 SOP の時点で、金融資産の認識の基礎となる概念を「リスクと経済価値」とすることを提案し、金融資産の認識中止を「認識」の反対の概念として位置づけている。
- (2) IASC 金融商品起草委員会は、認識および認識中止のいずれにおいても、「リス

14) 同公開草案は、金融資産の一部の処分に関する指針を提供している。具体的には、証券化などの全体としての資産に関連するリスクと経済価値のある部分のみを移転する取引とは異なることを理由として、「企業のクレジットカード売掛債権ポートフォリオの一部の無条件の売却（制約なしの売却一筆者）は、売却される特定の勘定に関連するすべてのリスクと経済価値の移転を必要とする。すべてのリスクと経済価値が移転したポートフォリオの部分を貸借対照表から除くことは適切である」としている（1994 年公開草案第 E48 号，para. 35）。

クと経済価値」を、IASC 概念 FW における「支配」の具体的な指針として捉えたこと。その上で、IASC 金融商品起草委員会は、IASC 概念 FW との整合性を根拠の1つとして、「リスクと経済価値の移転」を妥当な考え方であると主張している。

- (3) IASC 金融商品起草委員会は、自らの提案 (DSOP, 1990 年 SOP) の妥当性を主張するために、金融機関に対する自己資本規制の際に用いられるルールを用いたこと。IASC 金融商品起草委員は、カナダや英国の金融機関の規制当局が採用したアプローチとの類似性を根拠の1つとしている。

V. おわりに

本論文では、IASC 金融商品プロジェクトの発足前後から2度目の公開草案である1994 年公開草案第 E48 号の公表までの期間を対象として、IASC および IASC 金融商品起草委員会による金融資産の認識中止に関する会計基準をめぐる検討内容について検討した。

IASC は、金融商品に関する会計基準の検討当初の時点より、リスクと経済価値により金融資産の認識中止を判断することを念頭に置いて審議を実施しており、DSOP, 1990 年 SOP, 1991 年公開草案第 E40 号および1994 年公開草案第 E48 号のいずれにおいても、一貫して、「リスクと経済価値の移転」によって金融資産の認識中止を判断することを提案している。

この根拠としては、(1) 金融資産の「認識」の基礎となる考え方として「リスクと経済価値」を用い、これに対応させる形で「リスクと経済価値の移転」による金融資産の認識中止の会計基準案を設定したこと、(2) 金融資産の認識中止の基礎となる考え方として採用を提案した「リスクと経済価値の移転」は、IASC 概念フレームワークをベースにしたものであり、IASC 概念フレームワークと整合的であること、(3) 「リスクの経済価値の移転」による金融資産の認識中止規準は、金融機関に対する当時の規制上の考え方と類似しており、IASC は公表する会計基準として妥当であると考えたこと、の3点を挙げることができる。とりわけ、(3) の根拠は、一般に公表された1991 年公開草案第 40 号や1994 年公開草案第 48 号には明記されていないものの、IASC 金融商品起草委員会がこれらの公開草案において「リスクと経済価値の移転」による金融資産の認識中止の判断基準を提案した根拠ないし背景の1つである。

参考文献一覧

- Banking Supervision Division (Bank of England). 1989. *Notice on Loan Transfers and Securitisation*.
 (若林泰伸訳. 1998. 「ローン債権の譲渡およびセキュリタイゼーション」日本資産流動化研究所『英国の金融サービス法と資産流動化スキームに関する調査研究』産業研究所, pp. 122-142)
- Cairns, D., B. Creighton and A. Daniels. 2002. *Applying International Accounting Standards (3rd edition)*. Tolley.
- Camfferman, K. and S. A. Zeff. 2007. *Financial Reporting and Global Capital Markets: A History of the International Accounting Standards Committee, 1973-2000*, Oxford University Press.
- Carchrae, J. 1991. Financial Instruments, *IASC Insight*, (July, 1991): pp. 10-14.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2002. Exposure Draft, *Proposed Amendments to IAS 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement*, (June, 2002).
- International Accounting Standards Board (IASB). 2003. International Accounting Standards No. 39, *Financial Instruments: Recognition and Measurement*, (Revised, December, 2003). (企業会計基準委員会・財務会計基準機構日本語訳監修. IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」(2003 年 12 月改訂)『国際財務報告基準書 (IFRSs) 2004』レクシスネクシス・ジャパン, pp. 1561-1907)
- International Accounting Standards Committee (IASC). 1983. International Accounting Standards Committee-Objective and Procedures-, (January, 1983). (日本公認会計士協会国際委員会訳. nd. 「国際会計基準委員会—その目的と手続—」)
- International Accounting Standards Committee (IASC). 1988. IASC Starts Project on New Financial Instruments, *IASC News*, 17(3): p. 1.
- International Accounting Standards Committee (IASC). 1989a. IASC Board Meeting: Financial Instruments, *IASC News*, 18(2): p. 1.
- International Accounting Standards Committee (IASC). 1989b. Financial Instruments: First Meeting of IASC Steering Committee, *IASC News*, 18(2): p. 3.
- International Accounting Standards Committee (IASC). 1989c. *Framework for the Preparation and Presentation on Financial Statements*, (July, 1989). (企業会計基準委員会・財団法人財務会計基準機構監訳. 2010. 「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」『国際財務報告基準 (IFRS) 2010』中央経済社, pp. B1529-B1550)
- International Accounting Standards Committee (IASC). 1989d. Links Between FEE and IASC, *IASC News*, 18(3): Supplement, p. iv.
- International Accounting Standards Committee (IASC). 1990a. Statement of Principles, *Financial Instruments*, (November, 1990). 備考：当文献における金融資産の認識および認識中止に関する提案の内容は, OECD. 1991. *New financial Instruments, Accounting Harmonization*, No. 6, pp.

26-27 の直接引用箇所を参照した。

International Accounting Standards Committee (IASC). 1990b. IASC's Five Year Plan—Update: Financial Instruments, *IASC News*, 19(4): p. 4.

International Accounting Standards Committee (IASC). 1991a. Exposure Draft E40, *Financial Instruments*, (September, 1991). (日本公認会計士協会訳. 1992. 公開草案第 40 号「金融商品(案)」『JICPA ジャーナル』(440) : pp. 129-138, (441): pp. 109-126.

International Accounting Standards Committee (IASC). 1991b. IASC Staff Three New Appointments, *IASC News*, 20(1), p. 4.

International Accounting Standards Committee (IASC). 1993a. Financial Instruments, *IASC Update*, (March, 1993): p. 2.

International Accounting Standards Committee (IASC). 1993b. E40, Financial Instruments—Progress Report, *IASC Insight (Special Edition)*, (May, 1993), pp. 1-15.

International Accounting Standards Committee (IASC). 1993c. Board Meeting Highlights, *IASB Update*, (November, 1993), p. 1.

International Accounting Standards Committee (IASC). 1994. Exposure Draft E48, *Financial Instruments*, (January, 1994). (日本公認会計士協会訳. 1994. 公開草案第 48 号「金融商品(案)」『JICPA ジャーナル』(467) : pp. 77-127)

International Accounting Standards Committee (IASC). 1995. International Accounting Standards No. 32, *Financial Instruments: Disclosure and Presentation*, (March, 1995). (日本公認会計士協会国際委員会訳. 2000. 「金融商品—開示及び表示」『国際会計基準書 2001』同文館出版, pp. 505-536)

International Accounting Standards Committee (IASC). 1998, International Accounting Standards No. 39, *Financial Instruments: Recognition and Measurement*. (December, 1998). (日本公認会計士協会国際委員会訳. 2000. 「金融商品—認識及び測定」『国際会計基準書 2001』同文館出版, pp. 761-809)

Kirsch, R. J. 2006. *The International Accounting Standards Committee: A political History*, Wolters Kluwer.

Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD). 1991. Accounting Standards Harmonization No. 6, *New Financial Instruments*.

Wyatt, A. 1992. Financial Instruments, *IASC Insight*, (March, 1992): p. 4.

小野行雄. 1991. 「国際会計基準委員会 (IASC) 理事会 (シンガポール) 報告」『JICPA ジャーナル』(427) : pp. 56-58.

小野行雄. 1993. 「国際会計基準委員会理事会報告—東京会議—」『JICPA ジャーナル』(455) : pp. 76-78.

加藤厚. 1989. 「国際会計基準委員会 (IASC) —金融商品起草委員会報告—」『JICPA News』(404) : p. 18.

- 加藤厚. 1990a. 「国際会計基準委員会 (IASC) 金融商品起草委員会報告」『JICPA ジャーナル』(414) : pp. 88-89.
- 加藤厚. 1990b. 「国際会計基準委員会 (IASC) 金融商品起草委員会報告」『JICPA ジャーナル』(418) : pp. 82-84.
- 加藤厚. 1990c. 「金融商品の会計基準に関する国際会計基準委員会の動向」『旬刊経理情報』(592) : pp. 4-8.
- 加藤厚. 1990d. 「国際会計基準委員会 (IASC) 金融商品委員会—トロント会議報告—」『JICPA ジャーナル』(425) : pp. 62-63.
- 加藤厚. 1993a. 「国際会計基準委員会 (IASC) 金融商品起草委員会報告—トロント会議—」『JICPA ジャーナル』(450) : pp. 88-90.
- 加藤厚. 1993b. 「国際会計基準委員会 (IASC) 金融商品起草委員会報告—アムステルダム会議—」『JICPA ジャーナル』(453) : pp. 72-75.
- 加藤厚. 1993c. 「国際会計基準委員会 (IASC) 金融商品起草委員会報告—ロンドン会議—」『JICPA ジャーナル』(459) : pp. 70-72.
- 白鳥栄一. 1988. 「OECD(経済開発協力機構)の会計基準作業部会に出席して」『JICPA News』(369) : p. 12.
- 白鳥栄一. 1991. 「国際会計基準委員会 (IASC) 理事会と会計サミットの報告—ミラノ・ブラッセル—」『JICPA ジャーナル』(434) : pp. 82-83.
- 高橋正彦. 1998. 「英国における証券化と規制・監督—金融サービス法とイングランド銀行—」『証券経済研究』(13) : pp. 95-106.
- 徳永忠昭. 1988. 「国際会計基準委員会 (IASC) の理事会報告」『JICPA News』(390) : p. 4.
- 徳永忠昭. 1989. 「国際会計基準委員会 (IASC) —理事会報告—」『JICPA ジャーナル』(408) : pp. 78-79.
- 西川郁生. 1994a. 「国際会計基準委員会 (IASC) 理事会報告—オスロ会議—」『JICPA ジャーナル』(462) : pp. 72-74.
- 西川郁生. 1995a. 「金融商品—開示及び表示 (IAS 第 32 号) について」『週刊経営財務』(2231) : pp. 11-14.
- 西川郁生. 1995b. 「国際会計基準委員会 (IASC) 理事会報告—デュッセルドルフ会議—」『JICPA ジャーナル』(479) : pp. 80-83.
- マーレイ, ロナルド. 1993. 「金融商品の IASC 公開草案について (公開草案第 40 号『金融商品』)」『JICPA ジャーナル』(455) : pp. 64-68.

付記：本研究の一部は、科研費（基盤研究（C））「金融資産の認識中止に関する会計基準の設定根拠の研究」の助成を受けたものである（JSPS 科研費 21K01798）。